

商品概要書

令和3年4月1日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	70周年記念 投信特別定期預金
2. 募 集 金 額	●70億円(投資信託35億円 定期預金35億円) ※下記お取扱い期間中でも募集金額に達した場合、お取扱いを終了させていただきます。
3. お 取 扱 期 間	●令和3年4月1日(木)～令和3年9月30日(木)
4. お 取 扱 対 象 者	●個人(個人事業主含む) ※お預け入れは期間中1回となります。
5. 期 間	●3カ月(自動継続にはなりません)
6. 預 入	●投資信託購入と同時に一括預入 ※投信インターネットサービスでご購入いただいた場合は、購入画面を7営業日以内に金庫職員にご提示いただくことでお預入れいただけます。
(1)預入方法	●投資信託購入金額を上限といたします。 ※投資信託購入金額は500千円以上。
(2)預入金額	●1円単位
(3)預入単位	●満期日以後に元金とまとめてお戻しします。
7. 払 戻 方 法	
8. 利 息	①退職金・相続預金・他行預金:4.0% ※退職金、相続預金、他行預金は1年以内にお預け入れいただいた預金を対象とします。 ①以外のお客様:3.0% ※上記金利の適用は当初3カ月間のみです。 ※市場の情勢等により取扱期間内においても内容が変更となる場合がございます。 ※定期預金満期日以降のお利息は、解約日または書替日における普通預金利率により計算します。
(1)適用金利	●払い戻し時に一括して支払います。
(2)利払方法	●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
(3)計算方法	
9. 税 金	●受取利息は、源泉分離課税20.315%(所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%)が適用となります。 ※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。
10. 手 数 料	●預金についてはございません。
11. 付 加 で き る 特 約 事 項	●対象の方はマル優をご利用できます。
12. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	●満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
13. 金 利 情 報 の 入 手 方 法	●金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口までお問い合わせください。
14. 預 金 保 険 制 度	●預金については、預金保険の対象です。同保険の範囲内で保護されます。
15. 組 合 わ せ 商 品	●投資信託:当金庫指定のもの ●お申込み金額:500千円以上(申込手数料、消費税等を含む) ※詳しくは窓口までお問い合わせください。
16. 投信特別定期に関する注意事項	●投資信託は値動きのある商品ですので、キャンペーン期間中のご購入が必ずしも有利とはなりません。ご購入はご自身でご判断ください。 ●しんきんインデックスファンド225、しんきん公共債ファンド、iFreeS&P500インデックス、iFree外国株式インデックス(為替ヘッジあり)、iFree 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)、iFree 新興国株式インデックス、iFree 8資産バランス、iFree 日経225インデックス、iFreeTOPIXインデックス、iFree JPX日経400インデックス、しんきん世界アロケーションファンド、しんきん世界アロケーションファンド(積極型)、しんきんJPX日経400オープン、しんきん好配当利回り株ファンド、ニッセイ日本インカムオープン(年1回決算型)、グローバル・ソブリン・オープン、グローバル・ソブリン・オープン(資産成長型)は除きます。 ●名義人で本人さまによるお預け入れに限りします。 ●お客さまの運用の方針等によっては、投資性商品を勧誘できない場合やご購入いただけないことがあり、本定期預金をご利用になれない場合がございます。
17. 投 資 信 託 の ご 注 意 点	●投資信託は預金、保険契約ではありません。 ●投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 ●当金庫が取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ●当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。 ●投資信託は元本および利回りの保証はありません。 ●投資信託は、組入有効証券等の価格下落や組入有効証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。 ●外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。 ●投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。 ●投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.30%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数に乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等は別に投資信託の純資産総額の最大年2.42%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。 ●投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。 ●投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。 ●投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。 ●当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
18. 苦情処理措置・紛争解決措置	
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または本部、リスク管理統括部お客さま相談担当(9時～17時、電話:042-972-8176)にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等ならびに埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客さま相談担当、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時 電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客さまからの上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)または埼玉弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

ひと、まち、きずな大切に。

飯能信用金庫